三重県立図書館ホームページ広告掲載審査会設置要領

(目的)

- 第1条 三重県広告掲載要綱第11条の規定により、図書館ホームページに掲載する広告の可否を審査するため、三重県立図書館ホームページ広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を設ける。
- 2 審査会は別表のとおり委員長及び委員をもって構成する。
- 3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の 指名する委員が職務を代理する。
- 5 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、そ の意見又は説明を聴くことができる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ当該広告に関連する事 務を所掌する室等に意見を求めることができる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議を持ち回りで開催することができる。

(事務局)

第2条 審査会の事務局は、三重県立図書館に置く。

附則

- この要領は平成26年6月20日から施行する。 附則
- この要領は平成27年4月1日から施行する。 附則
- この要領は平成30年4月1日から施行する。 附則
- この要領は令和2年4月1日から施行する。 瞬間
- この要領は令和3年4月1日から施行する。 附則
- この要領は令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

別表(第1条関係) 三重県立図書館ホームページ広告掲載審査会

委員長	三重県立図書館長
委員	総務部広聴広報課長
委員	総務部法務・文書課長
委員	総務部財政課長
委員	総務部デジタル推進局デジタル改革推進課長
委員	子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
委員	環境生活部文化振興課長
委員	環境生活部人権課長
委員	教育委員会事務局社会教育・文化財保護課長